序章 本ガイドラインについて

1 利用対象

本ガイドラインは、復興まちづくりの主体となる市町村を主対象としているが、都道府県においても、復興方針の事前検討や市町村による事前復興まちづくり計画の検討・ 策定を支援するために活用されることを想定している。

本ガイドラインの主たる利用対象は、復興まちづくりの主体となる市町村とする。

具体的には、これまでに復興事前準備に取り組んでおり、その成果を活用しながら今後、被害の集中が想定される地区や集落を対象に事前復興まちづくり計画の策定等に取り組む市町村や、これまで復興事前準備に取り組めていなかったが、具体的な地区で事前復興まちづくり計画を策定することから復興事前準備に取り組もうとする市町村における利用を想定している。

特に、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震や それに伴う津波災害等の大規模災害が想定されている市町村では、復興事前準備に取り組んでい る自治体が少なくないが、事前復興まちづくり計画の策定による復興事前準備の推進は、被災後 の迅速かつ的確な復興の実施への効果が大きいと考えられる。

また、都道府県には、市町村が行う事前復興まちづくり計画の検討について支援することが期待されるため、本ガイドラインは、都道府県においても復興方針の事前検討や、市町村の計画検討を支援する際に活用されることを想定している。

2 目的

本ガイドラインは、事前復興まちづくり計画を検討する手順や資料、必要な検討内容や留意点をとりまとめ、市町村の事前復興まちづくり計画の検討とともに被災後の復興に向けた準備を促進することを目的とする。

本ガイドラインでは、市町村の事前復興まちづくり計画の検討や被災後の復興に向けた準備を促進するため、既に復興事前準備に取り組んでいる市町村や未だ準備をしていない市町村に対して、事前復興まちづくり計画の検討に取り組むことの意義や効果を明確にするとともに、復興事前準備の取組みのうち、特に、復興まちづくりの目標や実施方針を具体的に検討し、事前復興まちづくり計画を策定する際の手順や必要な検討内容、留意点をとりまとめている。

加えて、市町村における事前復興まちづくり計画策定の取組みを促進するための国や都道府県 による支援についてもとりまとめている。

3 位置づけ

「復興事前準備」とは主に、①復興の体制・手順や復興まちづくりの目標・実施方針の事前検討、及び②基礎データの整備・分析や復興訓練の事前実施を行うものである。

本ガイドラインは、今後、取組みが広まることが見込まれる市町村による事前復興ま ちづくり計画の検討・策定に焦点をあてている。

復興事前準備全般に関する取組みは、引き続き、「復興事前準備ガイドライン」を参照 されたい。

(1)復興事前準備とは

南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震やそれに伴う津波災害等の大規模災害が発生した場合には、平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要するなか、被災者の生活再建や地域社会の早期復興が強く求められることになる。このため、「防災・減災対策」と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組みを進めておくことが重要である。

「復興事前準備」の具体的な取組内容としては、①復興の体制・手順や復興まちづくりの目標・実施方針の事前検討と、②基礎データの整備・分析や復興訓練の事前実施が挙げられる。

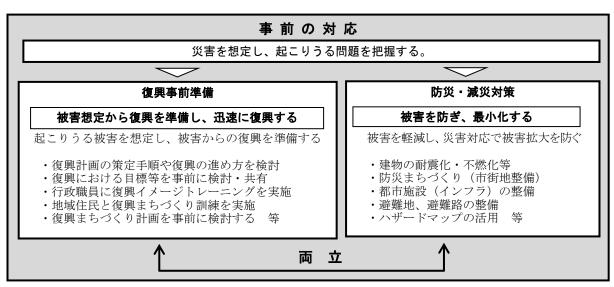


図4 復興事前準備の位置づけ

(2) 復興事前準備ガイドラインの特徴と役割

市町村が復興事前準備の取組みを始めようとする時や、復興の体制や手順等についてまとめたマニュアルの作成を始める時には、復興事前準備ガイドラインを参考にして復興事前準備の取組みの全体像を把握しておくことが望ましい。復興事前準備ガイドラインにより、復興事前準備の対策を体系的に理解して、取り組みたい対策の位置づけとその内容を理解することで、どのように進めていけばよいのかが理解できる。(図5参照)



図5 復興事前準備の進め方

出典:復興まちづくりのための事前準備ガイドライン(概要版)より抜粋

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000036.html

(3) 本ガイドラインの特徴と役割

本ガイドラインは、今後、多くの地方公共団体において復興まちづくりの目標や実施方針の検討に取り組むことが見込まれるため、このような取組みを促進することを目的とし、事前復興まちづくり計画⁴を策定することに焦点(Step 7 の計画策定に焦点)をあて、その進め方やとりまとめ方法を解説している。(図 6 参照)

復興事前準備ガイドラインの手順に沿って進めている市町村においては、Step 7 の「事前復興まちづくり計画」の策定に取り組む際に、本ガイドラインを参考にすると、計画に盛り込むべき内容やその検討、計画のとりまとめ等、策定の進め方が理解できる。一方、復興事前準備には取り組んでいないが、復興まちづくりの目標や実施方針を検討したい市町村は、本ガイドラインを参考にすると、より具体的に復興まちづくりの目標や実施方針の検討の進め方を理解できる。

なお、目標や実施方針の設定後も引き続き、取組みの総合化を図る観点から復興事前準備ガイドラインを参考にして体制や手順の検討等に取り組むことが望ましい。

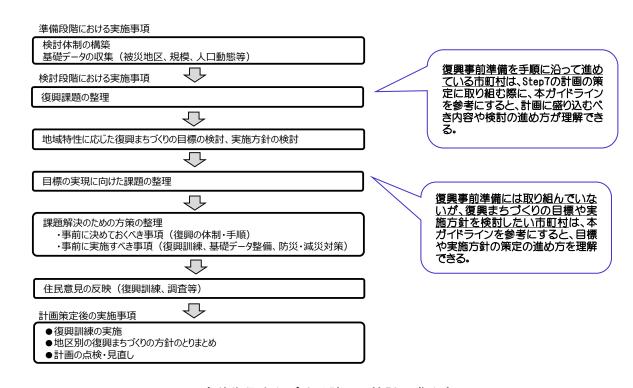


図6 事前復興まちづくり計画の検討の進め方

⁴ 復興事前準備ガイドラインの「Step7 事前復興計画を策定する」においては、事前復興計画と称しているが、本ガイドラインでは「事前復興まちづくり計画」と称する。理由は、様々な分野における復興のうち、市街地等の被災からの復興のための計画検討を範疇としていることの明確化のために、また、復興計画と呼称した場合、被災自治体全域の全分野を含んだ体系的な計画を表す表現となり本ガイドラインの対象を明確にするためである。

(4) 復興事前準備の取組みの進め方

復興事前準備の取組みの進め方は、下記の通り、次の2つに大別される。市町村の取組状況や 復興事前準備に取り組む目的によって、進め方は異なるので、両ガイドラインを相互に活用しな がら、進めて頂きたい。

- ① 地方公共団体の職員向けの手順書(マニュアル)の先行的な策定(主に復興事前準備ガイドラインに沿った進め方)
- ② 復興まちづくりのビジョンを含む目標や実施方針の先行的な検討(主に本ガイドラインに沿った進め方)

前者は、主に大都市の木造密集市街地における地震火災等、被害の具体イメージの提示が困難な災害からの復興を検討する場合の進め方であり、後者は、津波災害等、ハサードマップで被害の具体イメージの提示が可能な災害からの復興まちづくり、目標の実現に向けた課題の整理と課題解決のための方策を検討する場合の進め方と言える。

4 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は表1のとおりとする。

表1 本ガイドラインの構成

201	本ガイド ブインの情以
	概要
はじめに 事前復興まちづくり計画検討のため のガイドライン策定の背景と目的	・ 事前復興まちづくり計画の背景と目的を示す。
序章 本ガイドラインについて	・ 本ガイドラインの利用対象、目的、位置づけ等を示す。
第1章 事前復興まちづくり計画について	・ 事前復興まちづくり計画の定義、意義・効果、想定する災害等を示す。
第2章 事前復興まちづくり計画の検討の進 め方	・ 事前復興まちづくり計画の検討の進め方や、とりま とめる方法、住民との関わり方、公表方法に関して 考え方を含めて整理する。
第3章 事前復興まちづくり計画策定の各段 階における実施事項	・ 事前復興まちづくり計画の準備段階、検討段階、策 定後の実施事項を具体的に整理する。
第4章 法定計画等との連携の考え方	・ 事前復興まちづくり計画をとりまとめる際の法定計 画等との連携の考え方を整理する。
第5章 都道府県による市町村への支援	・ 市町村による事前復興まちづくり計画策定に向けて 都道府県に期待される支援の内容を整理する。
第6章 事前復興まちづくり計画に関する国 の支援	・ 事前復興まちづくり計画に関する国の支援内容を整理する。